

# 介護サービス計画(ケアプラン)

認定結果をもとに、自分に合った介護サービスが適切に利用できるよう、居宅介護支援事業所・介護サービス計画(ケアプラン)の相談・作成は全額を介護保険において負担しますので、

要介護1〜5

在宅サービスを利用したい方

## ①依頼する居宅介護支援事業者を決定します

- 本人及びご家族の希望する指定居宅支援事業者を決めて、介護保険の保険証を添えて介護サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼します。

### 垂水市内の指定居宅介護支援事業所

垂水市社会福祉協議会	電話：32-6277
居宅介護支援事業所コスモス苑	電話：32-5501
池田温泉クリニック居宅介護支援事業所	電話：32-6600
ほほえみ居宅介護支援事業所	電話：32-9255
介護相談みらい	電話：32-4888

※要支援1・2と認定された方は地域包括支援センターが担当することになります。

垂水市地域包括支援センター	電話：32-5111
---------------	------------

施設サービスを利用したい方

## ①介護保険施設と契約します

- 入所を希望する施設に直接申し込みます。  
居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。

### 垂水市内の介護保険施設

特別養護老人ホーム 恵光園	電話：32-2851
老人保健施設 コスモス苑	電話：32-5200
老人保健施設 絆	電話：32-6161

地域密着型サービスを利用したい方

## ①地域密着型サービス事業者と契約します(地域密着型通所介護は除く)

- 利用を希望する施設に直接申し込みます。  
居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。

### 垂水市内の地域密着型サービス事業所

小規模多機能ホーム ほほえみ	電話：32-5708
小規模多機能ホーム くぬきの里	電話：32-3636
小規模多機能ホーム ひまわりの里	電話：32-6666
小規模多機能ホーム 恵典の泉	電話：34-3511
グループホーム さくらの里	電話：32-1881
グループホーム ひまわり苑	電話：32-6166
グループホーム たるみず太陽の家	電話：32-5030
グループホーム まごころ	電話：32-6676
グループホーム ひいらぎ	電話：35-3686

# ン)の作成

業者などに依頼して介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。  
利用者の自己負担はありません。



## ②ケアプランを作成します

- 介護支援専門員(ケアマネジャー)が利用者と相談しながら、サービス利用の原案を作成し、利用者本人やご家族とサービス事業者の担当者を交えた話し合いを持ち、作成されたケアプランの内容について利用者の同意を得ます。



## ③在宅サービスを利用します

- 訪問介護や訪問看護などを行うサービス事業者と契約します。
- 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。
- ケアプランにそって在宅サービスを利用します。

## ②ケアプランを作成します

- 入所が決まったら、施設の介護支援専門員(ケアマネジャー)が利用者 に合ったケアプランを作成します。



## ③施設サービスを利用します

- ケアプランにそって施設サービスを利用します。



## ②ケアプランを作成します

- 利用が決まったら、事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)が利用者 に合ったケアプランを作成します。



## ③地域密着型サービスを利用します

- サービス事業者と契約します。
- 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。
- ケアプランにそって地域密着型サービスを利用します。



### ①介護予防ケアマネジメント

#### <介護予防ケアプラン担当者との話し合い>

- アセスメント表や本人・家族との話し合いにより、利用者の心身の状態や環境、生活歴などを把握し、課題を分析します。

#### <サービス担当者との話し合い>

- 目標を設定して、それを達成するための支援メニューを、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討します。

### ①介護予防ケアマネジメント

#### <基本チェックリストを受けます>

- 支援が必要な場合、基本チェックリストで生活機能の低下がないか調べます。

#### <地域包括支援センター担当者との話し合い>

※基本チェックリストで生活機能の低下がみられた場合

- 目標を設定して、達成するための支援メニューを検討します。

## ● ● ● 一 般 介 護

### <介護予防把握事業>

- ①要介護認定及び要支援認定の担当部局との連携
  - ②訪問活動を実施している保険部局との連携
  - ③医療機関からの情報提供による連携による把握
  - ④民生委員等地域住民からの情報提供による把握
  - ⑤地域包括支援センターの総合相談業務との連携による把握
  - ⑥本人・家族等からの相談による把握
  - ⑦特定健康診査等の担当部局との連携による把握
- 等により収集した情報等を活用し、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動に参加できるよう支援します。

### <介護予防普及啓発事業>

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布、有識者による講演会や相談会等を開催し、また、介護予防教室等の開催や各利用者の介護予防事業の実施の記録等を記載する貯筋通帳の配布を行います。

## 介護(介護予防)サービスを利用するには

### ②介護予防ケアプランを作成します

- 利用者本人やご家族・地域包括支援センター職員などで検討を行い、ケアプランを作成します。



### ③介護予防サービスを利用します

- ケアプランにもとづいて、介護予防サービスを利用します。

### ②介護予防ケアプランを作成します

- 利用者本人やご家族・地域包括支援センター職員などで検討を行い、ケアプランを作成します。



### ③介護予防・生活支援サービス事業を利用します

- ケアプランにもとづいて、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業を利用します。

## 予 防 事 業 ……

### <地域介護予防活動支援事業>

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援、また、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を実施します。

### <地域リハビリテーション活動支援事業>

リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援します。

### <高齢者元気度アップポイント事業>

65歳以上の高齢者を対象に、ボランティア活動を行う高齢者自身の「介護予防」と「社会参加活動」への取組を促進するために、活動に応じてポイントを記録し、集めたポイントに応じて垂水市地域商品券と交換できる事業です。

(主な対象事業)

- 市が主催する介護予防教室への参加
- 介護保険施設等でのボランティア活動
- 垂水市社協に登録のサロンでのボランティア活動